

平成30年6月定例会 経済委員会（付託）

平成30年6月26日（火）

〔委員会の概要 農林水産部関係〕

来代委員長

ただいまから、経済委員会を開会いたします。（10時32分）

直ちに、議事に入ります。

これより、農林水産部関係の審査を行います。

農林水産部関係の付託議案につきましては、さきの委員会において、説明を聴取したところではありますが、この際、理事者側から報告事項があれば、これを受けすることにいたします。

【報告事項】

- 平成30年度「徳島の活鱧」ブランド展開について（資料1）
- 大阪府北部地震による市場出荷への影響について

川合農林水産部長

それでは、この際2点御報告させていただきます。

まず、1点目は、平成30年度「徳島の活鱧」ブランド展開についてでございます。

お手元にお配りしております資料1を御覧ください。

本県は、ハモの一大生産地であり、主要なハモの消費地である京都市や大阪市の中央卸売市場において、毎年、全国トップクラスの取扱量を誇っております。また、全国に先駆け、ハモブランドのトップランナーとして、消費拡大、認知度向上に取り組んできたところであり、今年度も、本県ならではのPRを展開することといたしております。

まず、1の徳島の活鱧料理味わいキャンペーン2018でございますが、今年でちょうど10周年を迎えることとなります。生産者団体、市場関係者、飲食店や旅館業の方々が組織する徳島の活鱧ブランド確立対策協議会と連携し、県産のハモを御賞味いただいた方々に、抽選で県産の農林水産物等が当たる徳島の活鱧料理味わいキャンペーンを毎年実施しております。今年も、例年同様6月1日から開始しているところでございます。

特に今年度は、更に多くの方々に関心を持っていただきたいとの考えから、これまでの料理店、加工業者に加え、販売店の御協力も頂く形での新たな取組を始めました。具体的には、県内の販売店8店舗を徳島産はも指定販売店、県外の販売店3店舗を徳島産はも応援販売店とし、スーパー等の販売店で購入された方々にも、キャンペーンに応募していただけるようにしました。早速、スーパー等で、御購入いただいた方からの応募もあったところでございまして、今後の消費拡大につなげていきたいと考えております。

次に、2の日本三大はも祭りにおけるPRでございますが、大阪の天神祭に合わせた形でPR活動を行うことを皮切りに、京都の祇園祭、徳島の阿波おどり、それぞれの期間中、各地の百貨店やイベント会場などにおいて、県産ハモの試食提供や特売などを通じたPR活動を展開してまいります。

さらに、3の首都圏におけるPRでございますが、今後の消費拡大が期待される首都圏

について、7月に、伊勢丹グループで今年から新たに2店舗を加えた、東京、埼玉、神奈川の計4店舗でのPR展開を予定しております。

また、既に6月上旬には、ターンテーブルにおいて、ハモバーガーやハモとパパイヤを使ったサラダを販売し、好評を得たところであります。今後とも、県産ハモの消費拡大を図り「ハモと言えば徳島」という言葉、認識が広く消費地に浸透していくよう、しっかりと取り組んでまいります。

次に、2点目は、大阪府北部地震による本県農産物の市場出荷への影響について御報告いたします。資料はございません。

去る6月18日早朝に発生した大阪府北部を震源地とする地震におきましては、5名の方がお亡くなりになり、多数の方が、けがをされました。また、昨日時点で公表されている数字としましては、およそ8,000戸の民家が損害を受けたということで大きな被害が発生しました。お亡くなりになった方の御冥福をお祈り申し上げますとともに、被害を受けられた方々にお見舞いを申し上げます。

農林水産部では、この地震の発生を受け、県内における農地等の被害状況はもとより、本県の農家等とも関係の深い、関西圏の卸売市場の被害や本県農産物への影響についても、県大阪本部及びJA全農とくしまを通じて、状況把握に努めたところでございます。震源地に近い一部の市場において、ガラス、通路など施設の一部損壊、一時的な停電や断水などの被害が発生したものの、その他の市場においては、大きな被害は確認されておりません。全体として荷受けや販売については、平常どおり実施されており、県内産地の出荷等への影響は確認されておりません。

引き続き、この件につきましては県大阪本部や関係機関とも連携し、各卸売市場の状況を注視しながら、適切に対応してまいりたいと考えております。

報告事項は、以上でございます。

御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

来代委員長

以上で、説明等は終わりました。

これより質疑に入ります。

それでは質疑をどうぞ。

寺井委員

天気予報を見ますと梅雨前線が思いっきり北の方に上がってきておりまして、梅雨明け間近なのかなというふうを感じるわけでございますけれど、昨日は、すごい暑さで三好のほうでも32度を超えました。農業県である我々にとりましては、雨も良し、また日が照るのも良しでございます。理想から言えば五風十雨という言葉がありますように五日に一遍風が吹いて、十日に一遍の雨があれば一番いいという話でございますけれども、これから一段と厳しくなるとお思いますので、順調にいつて農家の方が喜んで、豊作を祝えることができたらいいなと、そんなふうにお思っているところです。

さて、今話題になっていると思うわけでございますけれども、確か今年の3月末に我々に非常に関係がある水稻農家に関係の深い主要農作物種子法というのが廃止されたわけで

ございますけれども、確かこの法律は昭和27年に食糧不足をしていた時代に主要な農産物である米・麦・大豆の増産及び安定適切な供給を目的とした種子の生産に国や県が積極的に関与を行うことを定めたものだと思います。制定から60年余りが経過し、種子を取り巻く状況に変化もあり、廃止されたわけでございます。国会でも野党の方が、やかましく言われておりますけれども、まずはこの法律がどのようなものか、教えていただきたいと思っております。

窪経営推進課長

寺井委員から主要農作物種子法についての御質問を頂いてございます。

委員のお話にございましたように、主要農作物種子法につきましては、昭和27年、当時の食糧不足を国内の農業生産の増大によって解消するための主要な農作物であります米と麦と大豆の優良な種子を供給することを目的として制定をされてございます。

この種子生産の元となる原種であったり原原種の生産、これを県が自ら実施をすること、それから各地域の気候にあった優良品種・奨励品種の決定の事務を県が行うこと、種子、種もみの生産補助、この種子の生産補助において栽培中の稲の穂の出方、出穂の状況、穂のそろい、穂ぞろいの状況、成熟状況等について審査をいたします、ほ場審査を県が行うこと、さらには、種子の発芽率の良否、不良な種子等の混入を審査いたします生産物の審査、こういったことの業務を県に義務付けしまして、優良な種子の生産普及を図っていくといったことで制定されたものでございまして、お話にございましたようにこの3月31日をもって廃止をされたものでございます。

寺井委員

私も農業をしておりますので、非常に関心があったわけでございますけれども、確か、隣の脇町かなんかのほうで稲の種を頼むと、その辺からの出荷があったように思うわけです。御存じのとおり、稲にしても3年や5年のうちに1回は新しいといいますか、産地を変えた品種をまかないと、減収になっていくということがあるわけございまして、非常に大事だったわけでございますけれども、この種子法が廃止に至った経過を聞きたいのですけれども、分かりますでしょうか。

窪経営推進課長

種子法が廃止に至った経緯でございますけれども、国によりますと、近年、種子の生産者の技術が向上いたしまして、種子の品質そのものが安定してきていることと、農産物の国際競争力向上のために種子生産に民間活力も導入して、国を挙げて種子の開発であるとか、供給の体制を構築していくことが必要という理由からこの法律が廃止をされた状況でございます。

寺井委員

最近の傾向として、たくさんの新しい稲の品種ができております。その中で簡単によその産地の銘柄を作りたいと言ってもなかなか作れなかったりすることもあり、そんな点からみても、大きく変わるというのは、非常に残念なところでございますけれども、種子の

生産についての現状、県はこれからどのような対応をしていくのか。先ほどありましたように、新しい品種を含めての導入等々は、農家からの要望があったときにどうやってやっていくのかも教えていただきたい。

窪経営推進課長

県内の種子生産の状況と県の今後の取組について、2点御質問いただいております。

まず、県内の水稻種子生産の状況でございますけれども、現在、美馬東部の種子の生産組合がございまして、こちらにおきましてキヌヒカリや、あきさかりなどの種子の生産が行われてございます。平成29年度の栽培戸数で見ますと、43戸の農家の方に、種子の生産をいただいているという状況でございます。

次に、2点目でございますけれども、種子法廃止後の県の対応でございます。

まず、国においての対応状況を御説明をいたします。国におきましては、やはり優良な種子生産が確保される必要があるといったことで、これまで種子法に規定されておりました水稻種子の品質につきましては、別の法律でございます種苗法に新たに米、麦、大豆の種子の品質基準を設けてございます。品質の確認については県の事務となっているところでございます。また、国から県に対して行われておりました財政的な措置でございますけれども、県が行う種子生産の普及に対しては、引き続き交付税措置が確保されているという状況になってございます。

さらに、農林水産省のほうからは、県の実情に応じて必要な措置を各県が講じる必要があるという通知もなされておるところでございます。県といたしましては、「徳島県稲、麦類及び大豆種子生産実施要綱」を改定いたしまして、引き続き、先ほど申し上げました原種でありますとか原原種の生産、それから種子生産のほ場や生産物の審査を行いまして、優良な種子の生産と県内水稻農家への安定的な種子の供給確保に努めてまいりたいと考えてございます。

なお、種子の生産の産地等に対しましても、これら県の取組について御説明いたしまして、御理解を頂いているといった状況です。

寺井委員

いろいろと取り組んでいただいておりますけれども、長年実施されてきた生産調整が見直されて、各産地で自らの経営判断で、売れる米作りに取り組む必要があると思うんでございます。昨年でしたか、徳島県も温暖化の中で、品種の改良などに取り組んでいると聞いておるわけでありまして、前向きに頑張らせていただいているなと思っております。御存じのとおり、水稻は農家の基本であって、大半の農家が作付けをしておるといっておりますけれども、優良な種子の確保、安定供給が継続的に図られますようしっかりと対応していただきたいなど。どうぞよろしく願いいたします。

もう1点、今日、魚の話が出ておりました、特に徳島で有名なハモの話が出ており、ブランドとして出ております。実は先日、岡田議員と話をしていたのですが、私も鳴門に、4組の親戚があるわけですけど、徳島のブランド品と言えば一番になると金時の話が出てくるわけでございますけれども、残念ながら皆さんがもう知っているわけではないという話を最近よく聞くのでございまして、その中で、なると金時が今でもブランドを維持して

るかというところも含めて心配をいたしているところでございます。特に、サツマイモは私にも影響があるんですけども、たばこ農家がたばこを作れなくなってやめて、一気に確か10年くらい前に5,000ヘクタールほど、たばこから芋とかほかの作物に転換をしたときがあるわけでございます。関東方面では芋作りがすごい盛んになっていて、見渡す限り、一目100町歩かというようなことで、千葉から茨城、埼玉あたりは特に盛んになってきているんです。その中でサツマイモは過当競争と言ったら語弊がありますけども、他県との競争が非常に激しいものがあるんですね。徳島といえばなると金時だという話が保っているのかなと心配をいたしております。

特に、芋農家の方で赤字になっている所がたくさんあるんだよという話、単価的にも下がっているのかなと思うわけでございますけれども、徳島ブランドをきちんと維持していける方向にあるのかなと心配をいたしております。特にその上に新しい品種といいますか、ベチャ芋系の甘い品種がどんどん入ってきておりまして、それが果たして、なると金時という名前で売れるのか売れないのか分かりませんが、多分消費者にとってはほかのやつがベチャ芋に変わってきているのかなといろいろな問題点があるのかなと思っております。このブランドを維持していけるのかお聞きしたいなと思っております。

阿部もうかるブランド推進課長

ただいま、なると金時の単価が下がっているですとか、赤字が出ている状況も一部であるということ踏まえまして、今後どのようにという御質問を頂いたかと思っております。

なると金時につきましては、昭和61年頃から全国に先駆けまして、病気に強いウイルスフリー苗が普及されまして、なると金時ブランドが確立されてきたわけでございます。以降、バブル景気に後押しされて、販売額が上昇し、平成5年頃に、県全体で96億円程度に達し、一旦それがピークになったというところがございます。以降、景気の低迷でありますとか、リーマンショックなどいろんな影響を受けまして販売額も減少傾向が続いておったところがございます。

ただ、ここ10年程度の推移というのを見ておきますと、著しい減少というのではなく、生産者の皆様ごとのばらつきはあろうかと思いますが、高い品質でありますとか、優れた形状、貯蔵技術によりまして有利な販売先を選択していける、やはり他の品目と比べましても、安定した収益を得られる本県のトップブランド品目であるというふうに考えております。しかしながら、寺井委員のお話にありました、なると金時とは若干特性の異なるねっとりした甘みの強い、紅はるかでございますとか安納芋、またこれを原材料としますスイーツでありますとか焼き芋がブームになるとともに、関東の産地で加工用のかんしょの生産面積も大きく拡大しているという状況も踏まえまして、なると金時ブランドの将来に不安を募らせている、県内の生産者や農協の方もいらっしゃるというふうにお伺いしているところがございます。

県といたしましては、これまで築き上げてまいりました、なると金時ならではの味でありますとか、質感、形状といった高い品質、そうした特長をしっかりとアピール、改めてのプロモーション、販路開拓に取り組むことによりまして、なると金時のブランド力の維持、向上に努めてまいりたいというふうに考えております。また栽培上のさらなる省力化

でありますとか、高い品質の安定化に向けました技術的な課題、そうしたその解決に向けた取組でありますとか、新たな品種育成の方向性につきまして、生産者や農協の皆様方と検討を一緒に行いまして、トップ品目である、なると金時産地をしっかりと支援してまいりたいというふうに考えております。

寺井委員

積極的に取り組んでいただいておりますことは、大変有り難いわけですが、特に九州も含め関東勢が非常に芋作りをやっておられるわけでごさいます、その中で競争していくのはなかなか大変なわけですが、やっぱり農家が安心して作れる世界を作らなきゃいけないなと思っております。例えば、加工品までしっかりと力を入れてやっておるところがあるようなお話を聞いております。差し当たっては、連作障害、連作でやるわけですから、形状もゆがんだものやB級品をどう処理していくか、そして、農家の収益につながるようにしていかないと、生産意欲も落ちていきます。そういうことも含めて是非考えていただきたいなと思うわけです。

一つ提案なんですけども、いわゆる海砂がありますよね。これはミネラルが豊富だからきれいな赤色になって、いいサツマイモができるんだという話なんですけど、今までやってないような思い切ったことをやらないと本当にブランド品として、徳島はなると金時だねという話になかなかないのかという感じもいたしております。どこかの海岸の砂を、一気に全部、こっちの畑の砂と変えてはどうか。そういうことが本当にできるなら、そのくらいのことをやっていかないと、本当に追い上げばかり食らって、新しい品種でこんがらがったりするようになるので、是非、そういうことも含めて、なかなか難しい話なんですけれども、この徳島のブランドを是非維持して、他県の芋に追従させない世界を是非作っていただきたいなと、そんなふうに思っていますので、今後とも頑張りたいなと思います。

井川委員

ちょっとターンテーブルの話を見せていただきたいと思っております。この前の本会議の代表質問で、我が会派の嘉見会長から、ターンテーブルの多面的な活用ということで質問されております。それに対し知事から、県民の皆さんや県内企業による東京での挑戦を後押しする機能を検討していくという答弁がありました。ターンテーブル、そんなに広い施設でもないし、どういう活用をしていくのか、どういう機能を持たせていくのか、どういう方向性でというのをちょっと教えていただきたいと思っております。

阿部もうかるブランド推進課長

井川委員から、ターンテーブルに新たな機能を持たせることにつきましての方向性等について御質問を頂きました。ターンテーブルの設置目的につきましては、大きく二つございます。1点目が県産農畜水産物や徳島の首都圏での認知度の向上、販路拡大、2点目が徳島への観光でありますとか移住でありますとかのとくしま回帰の実現でございまして、県産農産物など、そうした商品につきましては徳島から東京へと、それから観光や移住など、人につきましては東京から徳島へとといった方向性がもともとの大きな狙いでございま

す。嘉見議員からは、徳島の人たちが東京で新たなチャレンジに挑む際にターンテーブルがそうした足掛かりとなる、そうした方たちの支援となるような役割を担ってはというような御提案だったかと思えます。

既に、現在ターンテーブルでは、都内の飲食店でありますとか、ホテルのオーナー、大手企業や、ベンチャー企業の経営者、ITベンチャー専門の投資家、更には一流クリエイターなどが施設を利用させていただいておまして、こうした方々の目にとどまることで、県民の皆様が東京で、いろんなチャンスが広がることに期待できるのかなど、そうした環境が整いつつあるという状況でございます。

今後、嘉見議員からの御提案も踏まえまして、ターンテーブルを活用いたしました、徳島の人や企業が主役となりまして、夢の実現につながる舞台作りに向けました、いろんな各種イベントを検討していくというふうにしております。

ただ、こうしたイベントを企画する場合も、徳島の食のアピールという本来の機能につきましても、必ずセットで行うこととしたいというふうに考えておまして、これによりまして、アピールする徳島の人でありますとか、企業のイメージがアピール対象であります東京の方たちに、より印象深く残るのではないかということ、それから徳島の食と意欲の高い人、皆様の魅力が合わさって、施設の本来の目的である、徳島ファンの拡大につながっていくことが期待できるのではないかというふうに考えております。

こうしたターンテーブルならではの強みを生かしまして、徳島と東京、双方向に向かって相乗効果が発揮されるよう、工夫を凝らしたイベント企画などを検討してまいりたいと考えております。

井川委員

ありがとうございます。私も行きましたけれど、あれだけのスペースで、ましてや、この委員会でもそうですが、レストランの売上げが悪いのではないかとか、あんなたくさん人を雇って採算が取れるのかとか、運営について我々も言いたいことは言っているのだけど、なおかつそんな機能を持たせて、維持ができるんかどうかっていうのも、ちょっと心配なところであります。

それが可能で、いろんなことを企画してやっていけるのであれば、私らとしても、いろいろやってほしいなというところもあります。例えばいろんな客筋の方が来ているでしょうから、県内の企業による新しい商品の展示会があったり、新商品ができたなら、展示会をやってみるとか、優秀な人材を求めるといような県内企業があったら、ワークショップというんですかね、いろんな人材に来ていただいて県内の企業が説明会をやってみたりとか。あとは、県外で起業を考えている人とかが、都内でいろんな企画をなさっている方と徳島出身の幹部であったり、企業家であったりする人と交流できるような場を作ったりとか、何かいろんな活用方法、できたらいいなと思うんです。なかなかあの施設のあの広さでできることを、その辺は、県にまたいろいろと考えていただきたいと思うところなんですけれども、いろんな企画ができたらいいなと思います。とにかく、県として、具体的に、どんな活用方法があるのかとか、今県はどういうふうなことを考えているかってことをお聞かせいただきたいと思えます。

阿部もうかるブランド推進課長

井川委員から、ターンテーブルでの新たな活用、いろいろな課題もある中でどういうふうに具体的に考えていくのかという御質問を頂きました。

ターンテーブルの新たな活用方策につきましては、庁内関係各課、東京・大阪本部、それから各総合県民局の若手職員に専門家を交えましたタスクフォースで検討を進めることとしております。また、このタスクフォースの作業と並行しまして、現在、県の関係各課でありますとか、市町村に向けても、いろいろ施設活用のアイデアでありますとか、要望調査を行っているところでございます。

具体的な活用方策として、井川委員から御提案いただいた内容につきましても、そうしたいろいろな新しい取組の候補として考えさせていただければと思っております。

また、それ以外でも、東京に住む県の出身者、縁のある方が、徳島に関する情報を共有したりであるとか、ふるさとの人や魅力を再確認するようなネットワーク、そうした活動、拠点づくりでありますとか、東京での活躍を目指す若いアーティストによるライブ活動やアート作品の展示だとかいうようなことも、スペースにも十分配慮しながら、また飲食ともセットにすることで、運営面での安定化ということにも配慮しながら、いろいろなマッチングイベントにつきまして検討してまいりたいというふうに考えております。

今後、タスクフォースでありますとか、要望調査で得られました活用方策につきまして、そうした意見も踏まえながら、委員に御指摘いただきましたような、より効果的な施設の活用方法につきまして、これまでと違った切り口というような視点も持ちながら、運営事業者とともに、更に検討を進めてまいりたいというふうに考えております。

井川委員

とにかくレストランとか、宿泊とかが伸び悩んだら、また経済委員会でも、いろいろ言わなくてはいけないようになってくるんで、その辺を考えながら、うまいこと利用しながら、ターンテーブルに関しては、県内はもとより、いろんな方が関心を寄せてくれていると思いますので、しっかりと運営していただいて、やっぱり県民の後押しをするような施設であってもらえるように、もっともっと頭も使い、体も使い、私も応援しておりますので、頑張ってくださいと思います。

質問を変えたいと思います。今、6次産業化っていうんですか、いろいろなものを新しく作ろうということで、大学等々取り組んで、いろんな新商品を考えるというのでやっているみたいなんですけど、6次産業化の商品を作るのはいいんですけど、さっきの寺井委員の話でないんですけど、何よりも徳島の今までの優良な野菜とか、農産品が供給できるかどうかなんです。やっぱり、農家の方が弱ってきたら、もう後継者がいないとか、担い手がいなかったら、幾ら売るものをどんどんどんどん考えていても、どうしても行き詰まってしまうんじゃないかと思うんです。

私もいろいろやるんですけど、新規就農者っていうんですか、県も市町村もそうなんですけど、補助を打ったりいろいろして、新規就農者っていうのを作ろうとしとるわけなんですけど、今の新規就農者の実績がどんなにか、ちょっと教えていただきたいと思えます。

水田担い手支援担当室長

井川委員から新規就農者の状況ということで御質問いただいております。

本県農業の次代を担う人材の確保につきましては、重要な課題という認識をされているところでございます。本県における新規就農者でございますが、学卒者、Uターン就農など、ここ数年、100名を超える新規就農者数となっているところでございます。直近でございます平成29年度につきましては、141名の方が新たに就農して、営農を開始されているところでございます。昨年度、一昨年度と、この2年間につきましては、140名を超える新規就農者数を確保したというところでございます。

井川委員

すごいですね。今までの農家の後継者というのではなく、新しい所からIターンとか帰ってきた人で、新規に始めようという方が、百四十何人なんですね。全く新しい方っていう、農家の跡取りとかそんなのではないのやね。

水田担い手支援担当室長

新規就農者の内訳につきましては、農家の出身の方でありますとか、非農家の方も含めまして、新規に、例えば、学校卒業された方でありますとか、また、他県におられた方がUターンしてというようなことがございます。

井川委員

でもとにかく、新しくそうやって、農家をしたいという方が、現実140人超えてこの2年間増えてるってことは、非常にうれしいなと思っております。この新規就農者という方たちは、県としてどのような事業を推進してきたのかっていうことを教えてくださいませんか。

水田担い手支援担当室長

これまでどのような推進をしてきたのかという御質問でございます。

県としましても、これまで新規就農者の確保策といたしましては、例えば徳島県立農林水産総合技術支援センターに、就農に関する各種相談に応じる、ワンストップ窓口の設置でありますとか、また農業大学校にも、社会人を対象としました講座、アグリビジネススクール、こちらで各種技術研修の実施をしてきたりでありますとか、また、国の事業でございます農業次世代人材投資事業、農業法人が就農希望者を雇用して、研修実施する農の雇用事業、そういったものの積極的な活用、さらには、国の地方交付金を活用いたしまして、本県独自の研修でございます、とくしま就農スタート研修事業の実施でございますとか、また現地見学会の開催、そういったもろもろの施策を進めてきたところでございます。こうした取組の結果、ここ最近の100名を超える新規就農者数につながっているのではないかと考えているところでございます。

特に国の農業次世代人材投資事業でありますとか、県独自の、とくしま就農スタート研修事業、こういったものの活用の効果が高かったのかと考えておりまして、引き続き事業を活用して、積極的に新規就農者の確保・定着を促進してまいりたいと考えております。

井川委員

なかなか頑張っているみたいですね。私は徳島市なんですけど、何か新しく農業がしたいなと思ったら、まず農協行って話を聞いて、金融機関行ってお金をどうやってできるか、どんな補助金があるか市役所行って聞いてと、行ったり来たりしないとなかなかできんかったけど、ワンストップでいろいろ相談に乗ってもらえるような窓口があれば、これは本当に助かるし、農業をやってみたいなという気持ちになるかも分からないなと、すばらしいなと思います。

その事業活用の実績というか、今のところどんな実績があるのかとか、教えていただきたいと思います。

水田担い手支援担当室長

事業の実績についての御質問でございます。

先ほど申し上げました主な事業で申し上げますと、農業次世代人材投資事業、こちらにつきましては、研修期間中に交付する準備型というものと、就農が軌道に乗るまでの間交付します経営開始型と、二つのタイプがございますけれども、この二つを合わせまして、昨年度、平成29年度につきましては、282名の方に、約3億5,600万円の交付をしているところでございます。

事業は、平成24年度から始まっているんですけども、延べ1,281名の方に、約16億2,400万円を交付しております。この事業を活用して、就農された方の状況でございます。就農後に交付されます経営開始型、この支援の対象となった方が383名ございますけれども、このうち離農した方が21名ございますけれども、362名の方が営農を継続されておまして、就農の定着率は約95%ということになっております。また、本県独自の制度でございます、とくしま就農スタート研修事業、こちらにつきましては、昨年度45名の方が研修を受けられておまして、平成27年度から事業を実施しており、この3年間の研修実施者は163名ということになっております。

研修生の就農状況でございますけれども、平成29年度につきましては、研修を受けた45名のうち、39名の方が就農されておまして、就農率約87%ということでございます。

井川委員

結構、就農率が高いね。それとどこかで補助が切れたりするから、その後これだけ離れないでやっていっているということは、そこそこ食べていっているんですね。十分いけるんですね。そういうことでしょうか。まあ、頑張ってください、とにかく農家を続けてもらえるように、頑張ってもらわないと。どんなに言っても、今アフリカとかね、インドとかたくさん人口が増えていて、日本はどんどん減っていくだろうけど、必ず何か近い将来、食糧危機とか、そんなのも来そうな気がします。やっぱり農業というのは、国の文化だと思いますので、農家の方を守っていただいて、就農率をどんどんもっと、新しい方を増やしていただけるように頑張ってくださいたいと思います。

引き続き、そういうふうな新規就農者の確保に向けて、県もどのように、今後、取り組んでいくのかということも教えていただきたいと思います。

水田担い手支援担当室長

今後どのように取り組んでいくのかの御質問でございますけども、申し上げましたとおり、本県では農業の次代を担う人材の不足が深刻な課題となっておりますので、新規就農者を呼び込むことは、地域農業の維持・活性化につながるだけでなく、県全体の産業発展にも不可欠であると考えているところでございます。

引き続き、これまで取り組んでまいりました就農相談でございますとか、農業大学校での社会人経験者の実習をはじめ、農業次世代人材投資事業、また、とくしま就農スタート研修事業など、こういった事業を進めてまいりまして、今後ともきめ細やかな支援策を積極的に推進しまして、新規就農者の方が将来にわたって、本県農業、農村をけん引する担い手として活躍できるようしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

井川委員

ありがとうございます。引き続き頑張ってくださいと思います。

ちょっとまた話が飛ぶんですけども、今度、林業のほうを聞きたいんですけど、木って、50年、60年前に植林して、でっかいでっかいスギの木がたくさんあるのだけど、あれってあのまま放っておいたら、どうなるんですか。縄文杉とか、屋久島みたいな、あんなになっていくのか。行く行くは、これは切らないとどうなるのか、ちょっと教えていただきたいと思うんですけど。

駒留新次元プロジェクト推進室長

ただいま、今現在植えているスギとかヒノキが、そのまま放置されるとどのようになるのかという御質問でございますが、人工林でございますので、一定の間伐でありますとか、そういう手入れをしなければ、日の光が山の中に入らず、例えば災害でありますとか、山地災害でありますとか、そういうことが発生するおそれがございます。したがって、そのままずっと太っていくという状況ではなく、一定の管理の下で森林が健全な状態が保たれていくということで、今現在林業のほうでもプロジェクトを通しまして、生産と森林の保全ということに取り組んでございます。

井川委員

では、ほとんど民間でしょうけど、ちゃんと県はある程度行く行くを考えて、スギ林の管理ができていくということなんですね。

駒留新次元プロジェクト推進室長

ただいまの御質問ですが、県土の大半が森林でございますので、ただいま新次元林業プロジェクトに県といたしましては積極的に取り組んでいるところでございます。

しかしながら、その面積が広いものですから、まだそういう整理といいますか、管理されてない森林もまだ多くございます。ただ、この分に関しましても新次元林業プロジェクトを進めることによりまして、森林の保全にもつながっていくというふうに思っております。

井川委員

売れる先もないからなかなか切り取ってくれないのだろうけど、せっかくあれだけ植林して大きくきれいになったスギの木ですから、本当に、無駄なく余すことなくといったら、あれなんでしょうけど、もったいない。1本1本ものすごいきれいですので、無駄なくあれが何とかきれいな森になるようにということで考えていただきたいと思いますので、またよろしく願いいたします。

原井委員

私から大きく分けて主に二つの分野で質問させていただきたいと思うんですが、1点が農産物の販路拡大の部分です。もう一つが県産木材の利活用、販路拡大の部分です。

まず農産物のほうでございますけども、専門の寺井委員を横にしてちょっと恐縮なんですけども、先週の土曜日にある地元の青年経済人の団体が、私もその団体の関係者なんですけども、徳島の農産物を吉野川市に一堂に会して、農産市みたいにイベントを行いました。それでただ単なる農産市ではなくて意欲ある、販路拡大したい生産者の方、大体40弱、35戸ぐらいの方に集まっていただいて、県内外のスーパーとかのバイヤーさんにも、飲食店のバイヤーさんにも集まっていただいて、ビジネスマッチングを行うという機会を設けたんです。当日は雨でなかなか客足が伸びなかったんですけども、生産者の方もバイヤーさんといろいろ関係の構築ができたという声も出ました。あと、イベントに花を添える意味で県の新鮮 なっ！とくしま号にイベント会場に来ていただいて、吉野川市のスイートコーンの甘々娘と、ちょうど話題に出ておりますハモを提供していただいたわけでございます。非常に盛況で終わることができました。当日は雨だったので、やっぱりこういうイベントごとの雨のときは、新鮮 なっ！とくしま号のようなウィングがある、ああいうステージになるっていう車は、非常に役立ちまして主催者側も大変助かったわけでございます。

そこでちょっとお聞きしたいんですが新鮮 なっ！とくしま号は、納入されてから多分10年、15年ぐらいたっておりますね。そこで昨年度新しい、でり・ばりキッチン阿波ふうど号っていうのができたと思うんですが、それらの特徴を教えてください。

阿部もうかるブランド推進課長

県産品のPRトラック2台につきましての御質問を頂いております。

新鮮 なっ！とくしま号につきましては、平成16年に活動を開始しましてから約14年程度経過をしております。今、委員お話しいただきましたとおり、11トントラックということでステージ機能、キッチン機能、それから音響機能というようなことで、いろんなイベント会場で県産品の試食でありますとか、ステージ機能を活用したPRでありますとかっていうのを取り組んできております。

また、でり・ばりキッチン阿波ふうど号につきましては、3トントラックを改造しました。新鮮 なっ！とくしま号は、どうしても展開をする場所にスペースの問題がございます。いろいろ全国各地いろんな所に行ってきたんですけども、生産者の方、県外

で、いろんなところでPRしたいという方のニーズにも細かくお応えしたいというようなことで、今年の1月から、でり・ばりキッチン阿波ふうど号、3トントラックということで、特に小回りが利く小さなスペース、狭いスペースにも入っていきやすく、さらに、キッチン機能をより高めておりまして、食材の調理でありますとか、場合によっては被災者派遣で炊き出し的なものを作る場合にも調理能力を高めるということで、今年の1月からスタートしているという状況でございます。

原井委員

今日の報告の資料にもありますとおり、はも祭りであったり、首都圏におけるPRということで、多分このときにいろいろ活躍されるというふうに思うんですが、本年1月にできたばかりということで、例えば、新鮮 なっ！とくしま号は過去、年間どれぐらいの出動数があるものかちょっと教えてください。

阿部もうかるブランド推進課長

新鮮 なっ！とくしま号の展開の状況ということでお伺いしております。

新鮮 なっ！とくしま号の平成29年度の出動回数につきましては32回ということになっております。ただ、大阪でございました「17年食博覧会・大阪」で10日間程度展開してございましたので、延べでいいますと41日間ということで、平成29年度の出動回数につきましては年間32回延べ41日ってというような実績でございます。

原井委員

これ単純に出動したときに、大体、イベント事とか多いと思うんで週末になるかと思うんです。調理を行うスタッフの方とか、説明する方っていうのはどういった人がしているのですか。県の職員さんがしてるのですか。

阿部もうかるブランド推進課長

現在は、委託というようなことでプロポーザル方式によりまして業者を選定いたしまして、例えば、野菜ソムリエ的な資格を持った方が御説明したり、専門の調理の方に食品を作っていただくというような体制で臨んでおります。職員もトラックを広げたり、管理したりする際には立ち会うような形にはしておりますが、そうしたその調理でありますとか説明につきましては、業者に委託をしているという状況でございます。

原井委員

農産物であるとか商品の説明がちゃんとできるということで認識をさせいただきました。

それで県の新未来「創造」とくしま行動計画を見ておりましたら、商談による販路拡大ということで、目標の金額を年々高く設定されております。恐らくこれに合わせて、県外へのPRというのも段々と増えていくことになって、新鮮 なっ！とくしま号とでり・ばりキッチン阿波ふうど号っていうのはどんどん出動回数が増えていくことになろうかと思えます。先ほども話題になりましたターンテーブル、私個人的にはできたばかりなので、

ちょっと長い目で1年2年ぐらいかけて、しっかりどんな効果があるかという判断していけばいいかなと思ってるんですが、多分、首都圏にはいろんな県のアンテナショップがあふれていると思うんで、それに差別化をするという意味でああいった形になったと思うんです。専門的なアンテナショップが徳島県にないだけに、この移動するアンテナショップという意味でも、新鮮 なっ！とくしま号とでり・ばりキッチン阿波ふうど号にはどんどん活躍していただけるなというふうに思っております、そんな意味でこの出動数の、例えば目標であるとか見通しがあれば教えていただきたいと思えます。

阿部もうかるブランド推進課長

PRトラックの今年度の見通し、計画につきまして御質問いただいたところでございます。平成30年度は、2台体制、本格展開ということになってございます

現時点での出動の予定というのは、やはり当然予算のほうとも連動してまいります。予算上の整理を踏まえての計画ということでいきますと、年間合わせて50回。新鮮 なっ！とくしま号が20回、でり・ばりキッチン阿波ふうど号が30回ということで、一応当初の設定はさせていただいております。

ただ、特にでり・ばりキッチン阿波ふうど号は、新しい、小回りも利く、調理機能も高いということで人気がございます、年間の計画を立てる上で現時点では計画をちょっと上回る勢いで出動要請が来ておまして、県外での展開も今後、更に増えていくようなことになると思えます。

できる限り多くの県民の皆さん、それから場合によっては関西、首都圏での市場の皆さんからの出動要請に、少しでも多く応えられるように効率的な事業展開に努めてまいりたいというふうに考えております。

原井委員

是非とも目標で示しておる商談成立金額に近づけるように頑張ってくださいと思いますし、私もちょっとこのあたりをまた注視していきたいというふうに思えます。

それでちょっと話題を変えまして、県産木材の利活用について質問させていただきたいんですが、先般、経済委員会の県内視察で徳島県木材利用創造センター林業人材育成棟を見に行きました。できたばかりの施設で、行ったときにぱっと見て、県産材を使った切り妻屋根の普通の施設ができたんだなと。中に入ってみて、いろいろ驚かされました。特に屋根の構造、重ね張りって言うんですか、ごく普通のスギの柱、またはりですね、これをトラスではないんですけど、うまいこと重ねていった構造で私も目を奪われたわけなんです。普通はね、普通のスギの柱なんで壁に隠れたりするんですけども、見せるようにして、県産材をふんだんに使用しているのがよく分かったんですけども、施設をいろいろ見せていただいて、新しい、いい施設ができたなということで、そのときは見て回りました。ここを拠点に実際どういったことを行っていくのかを確かあんまり聞けてないし、説明もしていただけてなかったんで、もうちょっとその点を今一度教えていただきたいと思えます。

駒留新次元プロジェクト推進室長

ただいま、原井委員から、徳島県木材利用創造センター林業人材育成棟の今後の活用につきまして御質問を頂きました。

徳島県木材利用創造センター林業人材育成棟につきましては、林業と木材の利用に係ります新たな人材の育成のための施設として整備したところをございまして、主にとくしま林業アカデミーの研修拠点として活用するほか、木造に秀でた建築士の育成でありますとか、林業木材産業に係ります労働安全衛生研修、更には高性能林業機械シミュレーターを設置しておりますので、これを活用した新しい技能講習、それから資格取得等の林業の技術研修、林業就業者のスキルアップ研修等を行う予定としております。

また、林業の成長産業化及び関連施設の振興に関する協定を、徳島県をはじめ徳島大学、鳴門教育大学、建築士会、それから公益財団法人徳島森林づくり推進機構で協定を締結しておるわけですが、これに基づきます研究開発、それから人材の育成等を展開していく予定としております。

この施設を十分に活用いたしまして、林業現場におけます即戦力、実戦力のあります人材を育成することによりまして、林業からの地方創生の実現を目指してまいりたいと考えております。

原井委員

いろいろ林業木材業関係の講習も多々あるので、それらもここで行うということで理解をさせていただきました。

お隣の高知県は、確か最近では県産材を使ってCLTとかに大分、力を入れて、ちょっと羨ましい目で見たりしているところもあります。ここの施設は、一つのショールーム的な役割もあるのかなと個人的には思っています。建築業界とか関係者の方から見たら非常に珍しい構造であるし、県産材をふんだんに使っている。林業木材業自体は、例えば工務店さんとか、大工さん、あと各種いろんな技能者とか、いろいろな協会があつて頻繁に会をしたり、講習したりしているので、実際、木材を使う業者の協会の会もここでできる限り開いていただけるように働き掛けることによって、改めて県産材の使用についてのショールーム的な役割を果たせるのではないかと個人的に思っています。そんな意味合いで広く、一般の方はなかなか研究施設なんで出入りすることはないと思うんですが、その点も含めて、建築建設業界、大きな意味で、いろいろあそこに入りにしていただけるように仕組みを検討してもらってと思っているんですが、その点いかがですか。

駒留新次元プロジェクト推進室長

ただいま、徳島県木材利用創造センター林業人材育成棟を木材関係の例えば工務店さん、それから大工さん等の研修に使えないかというふうなお話がありました。

この林業人材育成棟につきましては、先ほど申し上げましたとおり、とくしま林業アカデミーの研修拠点ということになっておりまして、アカデミーのほうで座学、実習とインターンシップ等のカリキュラムがございまして、年間232日ほどアカデミーでカリキュラムを組んでおります。ただし、そのうち座学等におきまして、当施設を約85日間使うということといたしております。

それからこれ以外に、林業の資格取得等の研修に関しましても一定の日数この施設を使

うということになってございます。

しかしながら、ただいま、委員からお話のありました木材関係の事業者の方々が活用するということにつきましては、今後、この施設の利用につきましては、研修の隙間でありますとか、そのあたりを事業者等と御相談させていただきながら、積極的な活用も検討してまいりたいと考えております。

原井委員

その点ちょっと検討してみてください。

主な目的としては、林業者の次世代の人材育成が大きな目的の施設だと思いますので、そんな意味合いで今年からアカデミーを受講されておる方は去年より大分得した部分もあると思います。新しい施設もできて、より能力の高いアカデミーの実習生が育つことを祈念しております。今日はこれくらいにさせていただきます。

達田委員

それでは、一応質問4項目予定をしておりますので、そのうちの1問から始めさせていただきますと思います。

まず始めに漁業協同組合の運営の問題についてお尋ねをしたいと思います。県内に漁業協同組合って言いますとどれくらいあるのでしょうか。

宮本水産振興課長

ただいま、達田委員から、県内の漁業協同組合の数についての御質問を頂きました。

海面、内水面両方にまたいで漁業協同組合それぞれございまして、まず海面のほうの漁業協同組合数でございますが、全部で33漁協でございます。内水面につきましては、23漁協でございます。

達田委員

それぞれの組合員数って言いますか、それで区切りますとどういうふうになるでしょうか。

宮本水産振興課長

ただいま、組合員数についての御質問を頂きました。

少々お待ちください。すみません。

来代委員長

小休します。（11時39分）

来代委員長

再開します。（11時40分）

達田委員

どういう漁業組合でどれぐらい人数がおいでなのかっていうことの資料を頂けたらと思います。

この中で、どんなに小さな漁業組合であっても、民主的な運営がされるのが当たり前だと思うんですけども、総会っていうのがやられていて、そこで皆さんがいろいろ集まって大事なことを決めておられると思うんですけども、総会が、流会になってしまったという漁業組合があるとお聞きしましたけれども、把握をされているのでしょうか。

宮本水産振興課長

総会については、水産振興課に総会終了後に報告書を頂くことになっておりますが、総会そのものが流会になったという情報については今のところお聞きしていないところでございます。

達田委員

それがどこの漁業組合で、その理由ですね。流会になったんですと言って、私のところにもお話がありましたけれども、どうして流会になったのか把握をされているのでしょうか。

宮本水産振興課長

流会という情報は、我々のところに御報告は頂いておりません。ただ、総会の議案の中で一部議決が成立しなかった案件が含まれた総会があったという情報は頂いておるところでございます。

達田委員

議決が成立しなかったというのはどういう中身で、なぜ成立しなかったんでしょうか。

宮本水産振興課長

議案の中に、今回御報告いただいた組合につきましては、平成29年度の決算報告の書類の数値に関して組合員の中から異論が出たということで、その場の決が採れなかったということで、昨年度の決算書が上がらなかったという報告とお聞きしております。

達田委員

異論が出たんですけども、それは県のほうもなぜ異論が出たのかっていうことを把握されているのではないんですか。

宮本水産振興課長

今回、組合員の方から御相談があり、水産振興課、それから検査を担います監察局の評価検査課双方で情報をお聞きしているところでございますが、今のところ、一方からの情報提供という形で、詳細、中身については情報を得ていない状況でございます。

今後、事実関係について関係部局と協力して調査等を進める中で真実の部分が明らかになると思いますので、現時点では詳細についてお答えすることは差し控えさせていただきます。

ます。

達田委員

既に私どものほうにも御相談がありましたので、このことをお聞きをしているわけなんですけれども、県がどのように相談されて、やはり解決策を示しているのかっていうようなことで、お尋ねをしているわけなんです。

実は、総会の際に損益計算書を見せてくれたんですけども、どうも帳簿が合っていないんじゃないか、数字がどうもおかしいということで、組合員さんから、やっぱり帳面と通帳がちゃんと合っているのか通帳を見せてもらいたいんだよということを言いまして、通帳を見せるということは緊急案件なので、3分の2以上の賛成がなかったら見せられないんだと言われたと。この主張というのは正しいんですか。

宮本水産振興課長

ただいま、達田委員から御報告いただきました内容につきまして、我々としてもお話の中ではお聞きしておるところですが、事実関係を確認する書類等、そういったものが今のところ提供されていないという状況ですので、まずはその検査等、今後の調査をもって内容判断をしていきたいと考えているところでございます。

達田委員

今お聞きしたのは、いろんな元々の法もありますし、定款もありますよね。そういう中で、会計帳簿と通帳とを組合員さんが見せてくださいと言ったら、3分の2以上賛成がなかったら見せられないというのは正しいんですかということをお聞きしたんです。

宮本水産振興課長

一般論としてお答えさせていただこうと思いますが、特別決議に係る人数の4分の3以上とか、2分の1以上とか、その決議に係る部分につきましては、それぞれ個別に水産業協同組合法のほうに規定がございます。

今、お聞きする案件につきましては、緊急的なその決議を取る事案には該当しないと思われまので、その部分について御説明のあったような人数割合というのは、私どもの認識では正しかったかどうかと言われると正しいのではないというふうに思われます。

達田委員

これまでも、いろんな団体の総会の在り方であるとか運営の在り方であるとか、おかしいよということをお聞きしてきて、取り上げたこともございます。中には、定款さえ渡さないというような、とんでもない所もあったわけなんです。ここはそうじゃなくて定款はちゃんとあるわけなんです。見せてくださいと言ったときに、理事は正当な理由がないのに拒んではならないというようなこともちゃんと書かれているわけなんですよね。ですから、組合員さんに見てみたらおかしいじゃないですかということをお主張するのは当然のことなんですけれども、県は、こういうことに関して、どういうふうに指導されているんでしょうか。

宮本水産振興課長

漁業協同組合に関する指導についての御質問を頂いたところでございます。

組合の運営に係る部分は、先ほども申しあげましたように水産業協同組合法で規定がなされているところでございます。

通常の場合、検査部局が組合の検査に定期的に入りまして、その内容を審査した上で法に基づいて判断して指摘すべき事項があったときに、その検査の中で問題点が抽出されます。その後、指導部局、指導を担っております水産振興課で、その是正に向けた方針等について組合に入りまして相談をさせていただいて修正をお願いするというところでございます。

達田委員

ということは御相談があって、これちょっとおかしいよと言ってこられたと。指導にはもう既に入っているんでしょうか。

宮本水産振興課長

お聞きしている範囲で恐縮ですが、指導に入る前の検査については監察局の評価検査課のほうで担っておるわけですが、実際の個別具体の検査については、これからというふうにお聞きしております。

達田委員

これから指導に入られるということですね。小さな漁業協同組合ではありますけれども、収入が警戒船手数料とかいろんな協力金等で、成り立っているということなんですけれども、1隻あたりの警戒船手数料が5万円から8万円なんだけれども、そのうち、一部5,000円が手数料として1隻あたり組合に入るような仕組みになっていると。これが通帳と全く合わないんじゃないかというようなことで指摘があったわけなんです。

しかし、その通帳を見せられないということで指摘をしたら、通帳は複数あるんだと言われたそうなんです。それだったら見せてくれと言ったけれども見せられないということで、さっき話したような状況になっているということなんです。県であるとか国であるとか公金が出ているわけなんですよね。それがどういうふうに流れていって、ちゃんと運営ができていのかどうかというのがさっぱり分からない状況ですから、これはひとつ県がちゃんと事情を聞いて指導に入って、通帳を見せるというのは当たり前のことだと思いますので、しっかりと指導していただきたいと思うんですけれどもいかがでしょうか。

宮本水産振興課長

ただいま、達田委員から御発言いただきました指導の方向性についてのお話でございます。この度、組合員の関係の方からこのような情報提供を頂いたということで、この情報につきましては、検査当局と我々指導当局のほうで十分共有いたしまして、今後、現地の検査に検査当局が入った際には、その部分を注視しながら検査が行われるものと考えてお

ります。

つきましては、その検査の結果に応じまして指導当局の農林水産部としまして、適宜適切な対応をしてまいりたいと考えております。

達田委員

総会でなくても、通常るときであっても、組合員さんが見せてくださいと、帳簿ですね、諸簿っていいですか、通帳とかちゃんと合っているかどうかというのを調べるのは、組合員さんにとっては権利があるわけです。ですからこれをきちんと見せなければいけないのに隠すということ自体がおかしいわけです。是非これちゃんと指導して是正をさせていただきたいということと、先ほど申し上げましたように、耐震工事などに絡んで吉野川上流下流部、今切川、鮎喰川とか旧吉野川など多数の工事に絡んで協力金が入ってきているということなので、県のお金がちゃんと運営されてるのかどうかということは非常に大きな問題だと思いますので、是非指導をよろしく願いいたします。

先ほど、種子法に関してなんですけれども、寺井委員から詳しく私が聞いたかったことを聞いていただきましたので、その部分は省かせていただきたいんですけれども、1点、例えば埼玉県などでは、自民党の県議団の方が提案をされて、県の条例で優良種子の安定確保ということで、全会一致でこれが決まったというようなことが報道されています。優良な種子の生産、普及を目的とする種子法は、廃止されてしまったんですけれども、先ほどの御答弁では、徳島県の場合、今までどおりのような予算も付くし大丈夫というようなことなんですけれども、それを保証するための対策というのは何か取られていくのかどうか。例えば埼玉県の条例のようなものが、徳島県でもあるのかどうか、お尋ねをいたします。

窪経営推進課長

達田委員から県内の種子生産安定供給を図るために、県がどのように取り組んでいくのかという御質問を頂いております。

本県におきましても、これまで県内からの水稻を中心とした種子の安定供給のために徳島県稲、麦類及び大豆種子生産実施要綱を定めて対応をしているところでございます。この要綱に基づきまして、今後とも産地と連携をしながら優良種子の確保に努めてまいりたいと考えてございます。

達田委員

ということは、今もう既に何かの形で、あるいは決まっているよということなんです。

それで、先ほどの御答弁をお聞きいたしますと非常に大事な仕事で、私も農家の出身ですので、田植のときに種もみを買ったりとか、苗を買ったりして、ただ植えておいたらいいわと、そういうふうな感覚でおったんですけれども、非常に種子を守るっていうのは大事な、お金も掛かるし長期間掛かる仕事なんだなあということが分かってきたんです。

徳島県内で種子を守る、徳島県内に合ったような種子を作り出していくという仕事をされていると思うんですが、現在、どういうものがどういうふうに進み出されてきているの

か。先ほど作付面積とかお話がありましたけれども、銘柄でいいますとどういうものが徳島県に合って推奨されているのでしょうか。

窪経営推進課長

2点お伺いを頂いております。水稻種子の生産に携わっている状況でございます。原種、原原種につきましては徳島県立農林水産総合技術支援センターのほうで維持をしているということがまず1点ございます。

続きまして、その生産につきましては美馬東部の種子生産組合の皆さん方、43戸いらっしゃいますけれども、昨年でいきますとこの43戸の農業者の方がこの種子の生産に携わっておるという状況でございます。

それから2点目にどういった品種を県内で生産をしているのかといった御質問でございますけれども、現在水稻の品種でいきますと、キヌヒカリ、あきさかり、ヒノヒカリと、酒米の品種であります山田錦、この4品種について県内から種子が生産供給されているという状況でございます。

達田委員

今、米につきましては、余り米ができなかったと言われた北海道でもいい品種がどんどん改良されて生産がされているということなんですけれども、徳島県内で非常に田植の時期も早まってきて昔とは違うような状況になっているんですけれども、どんどん温暖化が進む中で、その気候に合った種子の研究がされていると思うんですけれども、現在取り組まれているわけでしょうか。

窪経営推進課長

平均気温が高くなってきている中で、徳島県に合った品種の研究がなされているのかといった御質問かと思えます。

まず県では早場米の品種として、ハナエチゼンやコシヒカリなどの品種が現在栽培されてございますけれども、特に県南部におきましては、これよりも早い品種で優良なものを、既に国が育成したものを石井の現場で実証しているという状況がございます。

加えまして、温暖化対策として高温耐性の品種の現場実証であったり、現場への普及促進といったことも取り組んでいるところでございます。

達田委員

大変御苦労されているということですが、私ども種子法の廃止によって危惧しておりますのは、今まで県が試験研究機関が営々と築き上げてきたその成果を、いとも簡単に民間企業に提供してしまうということが起きるんじゃないかというようなことです。

それから2番目の問題として、種子を農家に届けてくれるまでのシステムに膨大な費用が掛かっているということですが、それが成り立たなくなってしまうんじゃないかといういろいろな危惧がされるわけなんですけれども、こうした事を併せて徳島県は、大丈夫ですよと、法がなくなってもちゃんと今までどおりやりますよということで受け止めてよろしいんでしょうね。

来代委員長

小休します。（11時58分）

来代委員長

再開します。（11時58分）

窪経営推進課長

まずは、民間の関与についてのお話を頂いておりますけれども、今回、種子法廃止になった理由もございますけれども、民間の活力も導入しながら、官民一緒になって優良種子の供給に取り組んでいくと、こういった理由でもって廃止になったという状況でございます。

それともう1点、県内での種子の流通状況でございますけれども、これはこれまでも、そのシステムができ上がってございますので、これについては引き続き、そのシステムを活用しながら水稻生産農家の方の元に種子が届くように努めてまいりたいと考えてございます。

達田委員

種子法に関しては、様々な危惧がされております。そして全国ではいろんな議会で決議をされて、種子法を元に戻してくれとか、あるいは、これきちんとした対策を進めるような条例を作ってもらいたいとか、いろんなものが出ておりました可決もされているというような状況でございますので、それをおくみ取りいただいて県政を進めていただけたらと思いますので、よろしく願いいたしまして、また次の質問を午後からということにさせていただきます。

来代委員長

議事の都合により休憩いたします。（12時00分）

来代委員長

休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。（13時03分）

それでは質疑をどうぞ。

達田委員

午前中にターンテーブルの件で質問をしていただきました。もう井川委員と同じ考えですので、質問しないでおこうと思ったんですけれども、一応、別の視点からやらせていただきたいと思います。

本会議の嘉見議員の質問では、アンテナショップという考え方に縛られずにという一文が入っていました。ですから、それに対して県内の若者や企業が東京で活躍できるよう支援するのも一つの役割だということでお答えになったのだらうと思うのです。ああいう本当に狭い限られたスペースの中で、いろんな機能を持たせるというのもできるのかなとい

うことで疑問を持たされたと思うのですけれども、このターンテーブルの役割がそれぞれ、どれぐらいの配分でされていくんでしょうか。例えば、呼び込む、送り出して活躍をさせる、また徳島の県産野菜とか畜産物を食べていただきたいということで出荷をする。いろんなアンテナショップ的な機能もあると思うのですけれども、そういう機能をそれぞれのようにならば、どういう配分でやっていくのでしょうか。

阿部もうかるブランド推進課長

ターンテーブルの機能についての配分ということで御質問いただきました。

ターンテーブルの設置目的につきましては、午前中の御質問に対しても御説明させていただきましたが、大きく二つということで、県産農畜水産物や徳島の首都圏での認知度の向上ということ。

二つ目が、徳島への観光や移住などつくしま回帰の実現ということでございまして、機能といたしましてはターンテーブルの1階のほうで居酒屋機能的なバルでありますとか、それから物販のマルシェ、それから2階がレストランということで、こちらが県産品の販路拡大でありますとか、認知度向上の機能・役割を担っております。またイベントの実施ということで、観光や移住などを促進するとつくしま回帰を促進するよういろいろな移住交流イベントなども現在行っているところでございまして、特に配分ということではないのですけれども、建物の中では2階レストランでは食事、1階のバルやマルシェで県産品を買っていただく。また1階でも2階でもイベントの開催というふうな機能を持っているということでございます。

達田委員

それぞれの機能を生かすためには、それなりの専門家を配置するっていうことが必要ではないかと思うのです。例えば、投資家やクリエイターが集う環境を生かして東京でのチャレンジを後押しする、そういう活用法を考えていると。それからもう一つは、東京方面から徳島へいかにして来ていただくかという。全然逆ですよ。

それと、私が先ほど申しましたのはアンテナショップ的な役割、徳島県産の農畜産物をどのように広める役割を果たしていただくのかと。それぞれで専門家がいないと、ただ漠然と置いておくだけではなかなか進んでいかないんじゃないかと思うのですけれども、その点はきちんとされているのでしょうか。

阿部もうかるブランド推進課長

それぞれの専門家を配しているかとの御質問でございます。

まず、県産品を食べていただく買っていただくという機能につきましては、県内でありまして東京とかでいろいろな日本料理店での経験を生かした方でありまして、渋谷のほうでシェフとして活躍されておりました方でありまして、そういった料理の中での専門家の方、経験値の高い方に入っていただいとというようなことでもあります。つくしま回帰ということのイベントでございまして、ターンテーブルの運用事業者の代表の方につきましても神山のサテライトオフィスでつくしま回帰の経験と言いますか、経験値の高いというようなことで、そうした方と県内の民間の商工関係団体のところで、移住交流イベン

トとして専門的な観点からイベントとして組み立てているということでございます。

あと、アンテナショップということでございますが、本来ターンテーブルにつきましては、従来の物産販売を中心に他県等が取り組んでおります従来のアンテナショップとは違いまして、食をテーマとして様々な体験を通じまして、人と人との交流を促す仕掛けづくり、インフルエンサーによる情報拡散を狙うということで、いわゆる一般の従来型アンテナショップ等と一線を画した形で、それぞれ食事でありますとか移住交流のイベントでありますとか、そういう中で、それぞれ専門家の方に入っただき、現在の体制を構築しているような状況でございます。

達田委員

アンテナショップという呼び方が、やり方がここではそぐわないかも分かりませんが、このターンテーブルができますときに徳島県の野菜や果物、お肉やお魚などをどういうふうに、どれぐらい使ってくれるかなという期待が生産者にはあったわけなんです。実際はアンテナショップではないからというようなことなんです、事前委員会でどれぐらいの売上げと言いますか、利用されているのかという数字も出てきましたけれども、段々減っているのではないのかという指摘もありました。

このことについてお伺いしたいのですけれども、ここではマルシェと呼んでいるわけですね。ホームページには「徳島から届く新鮮なお野菜中心に旬の徳島をお気軽にお買い求めいただけるマルシェを開いております」と書いてありますね。ですからレストランやバルで提供している食材が中心なので、食べていただいて気に入った食材を購入することが可能ですと書いてあるわけですよ。つまり、お食事をしておいしいと言う方が、買っていく、そういう形なんですよ。

ということは、レストランやバルに入っただく人が増えないとなかなか売れない。お客さんが気軽にスーパーみたいに入ってくるわけじゃないですね。ですからレストランやバルで食べていただく方がどんどん増えて、そしてこの食材がおいしいねと言って、ついでに買っていこうかということで買っただく。ホームページにもそういうことなんですよということが書かれていますけれども、そのためにレストランの利用者を増やしていかないと売上げも増えていかない。

でも、ここでアンテナショップ的なことを期待しているのじゃないと言われても、徳島の生産者にとっては、ここで徳島のおいしい物を知っていただきたい、そういう場にしていきたいという思いは非常に大きいと思うのです。それで期待もしております。しかし、そういう場ではないんだからということで物を置く数もどんどん減らされていくのでは本当に残念なことだと思います。そういう点、レストランやバルなどとの入込客の数をどうやって増やしていくのか。そして、どうやって物を売っていくのかという、そこを考えていただかないかと思うんです。それはやっぱり素人ではなかなかできません。ちゃんとそういう方面にたけた方がいらっしやらないとなかなか進まないと思うのですが、そういう方はいらっしやるのでしょうか。

阿部もうかるブランド推進課長

レストランやバルを利用した方が、マルシェでお買物をしていただくためにというよ

うなことで御質問いただいたかと思っております。

マルシェで販売しております一次産品、農林水産品でありますとか、あと加工品でありますとかというのを実際お食事された方、場合によっては周辺の地域の方、それからその周辺で飲食店を運営されているレストランの方も実際に購入していただいているという状況でございます。今後、いろいろな有料イベントの企画開催でありますとか、メニューやサービスの更なる改善というようなことで、レストランやバルを利用していただいた方、これから利用される方を、売上げの向上とマルシェでの物販の向上につなげていけるよう考えているところでございます。

マルシェの専門家ということでございますが、実際、徳島でターンテーブルオープン前にも、ターンテーブルのスタッフとターンテーブルで一次産品でありますとか加工品等の販売を望まれる県内の方との商談会を開催しております。最終的には運営事業者のフィルターを通してということになるかと思いますが、そうした商談会を通じまして、ターンテーブルの中で販売する県産品がより充実するよう、今後とも取り組んでいきたいというふうに考えております。

達田委員

是非、そういう方向でも取り組んでいただきたいと思うのです。今、ターンテーブルのホームページを見ますと徳島県産のすだち、甘夏、阿波番茶、青梅などが紹介されております。こういう物がどんどん取り入れられていくように是非お願いしたいわけなんです。そのためには、すだちはどういうふうにするのか、どういうふうにするのかを知っていただかないと。縦に切っているようなのでは困りますので基本のところからお勉強されておると思っていますので、すだちならすだち、青梅なら青梅をドンドン広めていくという、そういう取組をやっていただきたいと思っております。

最後になりますけれども、実は昨日、商工労働観光部関係の付託委員会でいろんな助成金を頂いて作っている商品、作ったのは作ったけどどうやって販売して売っているのかという主旨でお尋ねしました。とくしま経済飛躍ファンドの農商工連携枠というのがあります。いろんな6次産品、そういう物を作っていくのにもこの補助金が使われているということで、恐らく農林水産部のほうとも連携をされているんじゃないかと思うんです。こんなのを作りましたという一覧表も頂いているんですけれども、見てみますと徳島県産の加工米を使った日本酒であるとか、大豆及び大豆副産物の濃縮おからエキス粉末等を利用した商品とか、すだち精油の開発とか、徳島産のタチウオを活用して開発した魚しょうとか、おいしそうだなと思う物がいっぱいあるんですけれども、実際に店頭で並んでいるのを見たことがないんです。しかし、徳島じゃなくて東京のアンテナショップ行ったときにそういう物を見たことがあるわけなんです。徳島の地元の消費者の目に入らないというような状況ではないかなと思うんです。それではいけないと思うんですけれども、せっかく作ったいろんな食品、加工品がどのように売られているかというところをちゃんとつかんで工夫をして売っていつているんでしょうか。

吉田農林水産政策課長

ただいま、達田委員からとくしま経済飛躍ファンド事業の中の農商工連携枠におきまし

て開発された商品の動向が把握されているのかという御主旨の問いを頂いたわけでございます。

本事業につきましては、商工労働観光部の所管事業でもございまして、支援された事業者それぞれの事業内容であったり、販売戦略であるといったような詳細な内容までは当部といたしましては状況を把握しておりませんし、また指導したりということでも私どもではございません。

達田委員

商工観光労働部の出たきたものを農林水産部で聞くのは関係ないよというようなことだとは思いますが、実際には農産物で作った商品がずっと出てきているわけなんです。それを全く農林水産部は関係ないから分かりませんか、それではいけないのと違うかなと思うのです。作るまでは商工労働観光部ですが、その後は、せっかく作っているこういう商品がどこで売られて、どういうふうに徳島県の産物として広まっていつているのか、やはり農林水産部が把握しておかないといけないのと違うかなと思うのですけれども、それも把握してないのですか。

吉田農林水産政策課長

農林水産部といたしましても、この事業を活用して中小企業者と農業者、農業者団体などが事業採択されまして、その事業名でございまして、事業の目指すところなどについては承知をしております。

委員からも先ほども御紹介のありましたタチウオの魚しょうでございまして、それからハスの実の殻むき機の開発でございまして、更にはスマートグリーンハウスの開発であったり、それから今年度採択されておりますような野菜用電動トンネル支柱打込装置の開発というふうなものにつきましても承知はしております、農林水産部といたしましても開発されましたら、こういった機械が現場で十分御活用いただけるものと考えてございます。例えば、事業者からの相談がございましたら試作機の現地でのテストであったり、普及に向けての製品のPRなどを通じまして、これら事業者の方々のフォローアップに取り組んでまいりたいというふうに考えてございます。

達田委員

できましたらこういうものができておりますよ、こんな立派なのできておりますということぐらいは、OURとくしまに紹介をすると。県民がまず知るということを工夫をしていただきたいと思っておりますので、お願いをして終わります。

臼木委員

地籍調査について若干質問させていただきたいと思っております。つるぎ町の小島峠、標高1,200メートルぐらいのところなんです、お地蔵さんを供養してお祭りを毎年、年に1回しているのですが、先日の日曜日には200人ぐらい来ておまして、そこで三好市の人とつるぎ町一宇の方から質問されたので、お伺いしたいと思っております。山のほうでは、土地の境界を決めるのが非常に難しくてなかなか事業が進まないという話が出たので、地籍

調査の進み具合というか、今現在どのようになっているのかお尋ねしたいと思います。

柏谷農山漁村振興課長

ただいま、委員から地籍調査の進捗状況について御質問がございました。

地籍調査は、一筆ごとの土地の所有者とか地番、地目を調査しまして、境界の位置と面積を測量する調査でございます。道路事業をはじめとした各種公共事業の用地買収の円滑化、また大規模災害後の迅速な復旧に資する極めて重要な事業でございます。

地籍調査の平成29年度末の進捗率といたしましては、全国平均51.9%に対しまして、本県は37.0%でございます。全国順位は26位となっております。

臼木委員

全国平均はともかくとして、進捗率が全国平均に比べて低いような。これは何か理由があるのですか。

柏谷農山漁村振興課長

地籍調査は全ての調査が終了するまでに、相当な時間を要しますので、事業を実施する市町村におきましては、長期間にわたりまして調査に要する人員体制とか、また事業費を確保、維持する必要がございます。

また、本県では中山間地域等が多く、土地所有者の高齢化、不在化等によりまして、土地の境界について詳しい方が少なくなってきてございます。所有者不明の土地や相続ができていない土地の調査に時間を要していることも地籍調査が進まない要因、原因と考えられます。

臼木委員

今、御答弁いただいた話は、どこの県でも同じような問題であり、徳島県だけの特有の問題でないように思いますし、そうした問題に県ではどのように取り組んでいるのですか。

柏谷農山漁村振興課長

地籍調査の県予算につきまして、平成26年度より平成20年度の3倍を超えます10億円を確保してございます。それで事業の促進を図ってきたところでございます。

特に、本県では南海トラフ巨大地震をはじめとしました大規模地震災害に備えるため、津波浸水被害関連、中央構造線直下型地震関連、山地災害関連の三つの地域を防災減災対策関連エリアとして重点的に促進してございます。

また、境界立会い等を含めまして一括して地籍調査の作業を外部に委託できます包括委託制度を活用しまして市町村の人的負担の軽減を図るとともに、また専門家を迎えた研修会を開催するなど市町村への支援を行っております。

この結果、年度進捗率につきましては、全国平均0.3%に対しまして本県は1.2%の伸びとなっております。全国の約4倍の進捗となっております。

臼木委員

予算の確保や市町村の支援など、県としてかなり努力をなされている結果、随分と進んできたような御答弁ですが、地籍調査は、言われるように様々な事業を進める上でもまた被災地の迅速な復旧にも重要な事業です。

中山間地域では過疎化や人口減少により、境界自体が分からなくなるおそれもありますので、そうなる前に市町村と努力してしっかりと取り組んでいただきたいと思います。人口が少ないところで境界のことで不仲になってしまっている家もたくさん出てきていると、その方は言われていましたので、しっかりと取り組んでいただきたいと思います。

岡本委員

今、地籍調査の話があったんで、ちょっと言いますけど、地籍調査は確かに大分前は遅かったんだけど、平成26年から10億円になって5年目ですよ。多分13億円事業費になって、すごく進んでると思うんです。余談な話かもしれませんが、そこで10億円を取ると、あとの事業、広域の、例えば防災とかそっちができなくなったらいかにあつていう心配をしながら、どうしても10億円は確保してほしいよって思っています。それ両方頑張ってくださいね。

同じで森林環境税が認められたよね。徳島県は結構山が多いから、森林環境税でいっぱいお金が入ってくるよっていう話の中で、治山とか林道の予算がまた減らされたら何をしてるか分からんのでね。たまたま地籍調査の話で思ったんですけど、地籍調査とか森林環境税っていうのはすごくいいことだけど、違うほうに影響が出たら全く意味がないんでね。ついでに言うと、いろいろ交付金の問題とかで農林水産部もっと頑張ってもらってね、県土整備部に負けんようにね。今、僕の感覚では交付金の取り合いは大分負けてます。取り合いって言うたらいかにけど、そこは頑張っていただきたいと思います、あえて地籍調査があったんで申し上げます。

もう一つは、これも予定外なんですけど、部長から話があった活ハモのことですが、10周年なんで、たまたま小松島漁業協同組合の顧問をしていますのでよく言われてます。今年はなかなか大変なんだって、ずっと言ってます。それで10周年でしょ。予算って10倍ぐらいになったんかなあ。

宮本水産振興課長

ただいま、岡本委員から徳島の活ハモのブランド展開に関する予算についての御質問を頂いたところでございます。

10周年を迎えたことにつきまして、冒頭、部長のほうからの御報告にもございましたが、予算につきましては、残念ながら10倍とはなっていないというところでございます。

岡本委員

10倍はあれやけど、少なくとも去年よりはどのぐらい増えているのですか。

宮本水産振興課長

予算につきましては、昨年度とほぼ変わらない金額ではございますが、今年当初予算で

お認めいただきましたとくしまの活鱧ブランド力向上事業ということで、総額250万円の予算の中で事業運用はさせていただいておるところでございます。

岡本委員

10周年、10周年で言うけど、予算は増えてないと確信をもって質問したんやけどね。一生懸命やってくれているのは分かります。これも、前よりはちょっと良くなったですよ。でもやっぱり10周年やったら、もうちょっとお金を入れていただけたらいいのかなあと思うんです。ずっと見ていたら、指定料理店も大分増えました。でも東京都銀座ってすごいなあって思って見たら、これ上勝の人がやってる店です。これって東京本部とか大阪本部に置いてあるのですか。

宮本水産振興課長

東京、大阪本部を含め関係のところには、全てパンフレット、ポスター等の配布をさせていただいておるところでございます。

岡本委員

もちろん、ターンテーブルでも宣伝しよるよね。何が言いたいかっていうと、しっかりPRしてください。そうしないと、徳島の店も何回も行ったけど、正直、小松島のハモに関係がある人が非常に多いね。店もね。県が何もしてないとは言わんのでよ。やっぱり、みんながハモをそれだけするんだったら、しっかりPRしてくれたら有り難いなあと思います。もちろん我々もします。僕らが見えにくいのかも分かんけど、ちょっとパンフレットの字が小さいかなあって思ったりします。これ委員長も言ってました。うんとPRしてくださいって。これ以上言いませんけど、しっかりPRしてください。お願いします。

それから、雨が降って山がドサッと崩れたら、何かしてもらわないかんよね。山が崩れたら、山を治めるって治山をしていただくんやけど、たまたまこの間、ちょっと崩れたことがあったので、そんなことも含めてなんですけど、治山って、種類がたくさんあるんよね。ちょっと勉強不足だけど、何が言いたいかっていったら、こんな状態で崩れた場合は、これになるとか、みんな違う。たくさん言ったら時間掛かるけん、勉強する意味で治山だけに絞って、予算と補助率を言うてください。今年の予算額と補助率が問題です。

まず、復旧治山事業、緊急予防治山事業というのがある。どんなに違うのか聞いているんです。それから予防治山事業がある。それと、もう一つ、新規事業で緊急総合治山事業というのがある。よう分かんやけど、ほとんど使われてないお金で災害関連緊急治山事業費というのがある。簡単に分かるように言ってほしいんやけど。

井関森林整備課長

ただいま、岡本委員より治山事業全般についての御質問を頂戴いたしました。

そもそも治山事業といいますものは、山地に起因する災害の早期復旧と災害を未然に防ぐ事業でございます。先ほど委員がおっしゃいました復旧治山事業、それから緊急予防治山事業等につきましては、前年度災害があった所につきまして、国の採択要件に基づき補助金であったり、交付金であったりというふうな形で計画的に施行しているものでござい

ます。

特に御指摘がございました災害関連緊急治山事業につきまして、若干特殊なものでございまして、民有林におきまして、日雨量、24時間で80ミリを超えるような異常気象において崩壊地が発生した場合、その事業地に対して発生した年、この年に緊急的に行う国の補助事業でございます。

このことから、国の要領に基づきまして、例えば発災後、20日以内に復旧の計画書を出したり、それからこの事業の内容がほかの計画的に実施しております治山事業より特に先行してやる必要があるなどという厳格な審査を受けて、国での査定を経て、採択を受けるという非常に厳しいものでございます。

特に県予算の中では、この災害が発生した場合、速やかに着手できるように当初予算におきまして、過去の災害の傾向等を勘案した上での事業費を枠取り予算として計上させていただいているものでございます。

岡本委員

今の災害関連緊急治山事業っていうのは、ほとんど使われない予算でね、これはおかしいんです。その前に復旧治山と緊急予防治山と予防治山っていうのは、計上額がちょっとずつ違うよね。何で聞くかといったら三つとも全部前年より予算が少ない。新規事業の緊急総合治山事業5,200万円を入れて大体合わせてあるのかな。今までの減らして、ぼんと作るのが新規事業だけだね。これちょっともう一度、簡単に言ってください。

井関森林整備課長

治山事業、予防治山事業等が減っているというふうな御指摘でございます。まずこの緊急総合治山事業についてでございますが、これは先ほど言いました災害関連復旧治山の事業で、単年度で、早急に実施するものでございます。その次の年から実施する緊急の対応として、新規予算でできたのが、緊急総合治山事業っていうふうな位置づけで、今年度より、採択された新規の事業でございます。

先ほど、災害関連緊急治山事業の採択が少ないというふうなお話もあったんですが、例えば、去年10月の21号台風で、つるぎ町の小谷地区とか、三好市の高野におきまして、長雨によって地盤が緩んで崩壊が生じて、緊急に直さないといけないというふうな形で、採択要望して1億8,000万円ほどの採択を頂いております。

必要に応じて、他の通常の治山事業より先行して実施する必要があるとか、必ず採択を受けた上で、必要に応じて着手をしているところでございます。

それと、通常の事業の予防治山とか緊急予防治山については、補助率は2分の1でございます。これに対して先ほどの災害関連緊急治山のほうは、補助率は3分の2となっております。

岡本委員

去年は岩丸議員が神山でこのことばかりを言っていました。来代委員長も山なので、一番詳しいと思うのですが、もう1回聞くけど、新規事業の緊急総合治山事業とさっき言っていた災害関連緊急治山事業とはどう違うのか、もう一度説明して。

井関森林整備課長

まず、災害関連緊急治山事業は、自然災害等によって新たに発生した箇所について1年度、単年度で現年災として直す事業でございます。これがもし3年掛かるとすれば、2年目、3年目が先ほど委員から御指摘がございました緊急総合治山事業、通常事業で2分の1。だから初年度だけが3分の2の補助率で、2年目、3年目が災害関連復旧治山事業であったり、緊急総合治山事業で対応するという内容となっております。

岡本委員

もう一回聞きます。新規事業の緊急総合治山事業というのは、今年から連続でやるのですか、それか今年も緊急総合治山事業でやって、次の年から連続でやるのか、これはどちらですか。

井関森林整備課長

緊急総合治山事業は、2年目以降でございます。先ほど、昨年度、災害関連緊急治山事業、小谷という所で採択された所があるんですけど、1年間で必要最小限の施工をしたのち、2年目以降がスムーズに復旧できるよう今年度以降採択された事業が、緊急総合治山事業でございます。今年度の実施予定地は、先ほど言いました、去年、災害関連緊急治山事業でやった所の2年目の事業という位置付けで、計画的に実施しているところでございます。

岡本委員

新規事業だから、5,200万円でいけるということですね。そうしたら、災害関連緊急治山事業というんで今年もそういうのがあるけど、今年、現年度で1個やると、それが、次の年度ということになったら、これが増えるということでもいいの、予算措置の問題を言ってます。

井関森林整備課長

災害関連緊急治山事業につきましては、枠取り予算で、災害が発生しないのが一番でございますが、もし仮に災害が発生し、甚大な被害が生じて、災害関連緊急治山事業で必要最小限を直す、残った2年目3年目の分で、事業費が非常に多い場合は、当然のことながら、緊急総合治山事業が増えてくる可能性がございます。

要は、事業地があって初めて採択が受けられる事業が通常の緊急総合治山事業でございます。

岡本委員

もう止めますが、災害関連緊急治山事業って今までほとんどやっていないですよ。言いたくないけど、予算は組むけどほとんど2月には戻しますという予算でしょう。そのために復旧治山とか予防治山があるんですが、もったいない予算やね。できるだけそれにしなければいけないんだけど、20日以内とかうんぬんとか、もっと早く動かないとできない

ということになる。

それで、もう1回言います。今、たまたま治山のことを言っていますが、そういうのがいっぱいあって、知事が128億円増えましたと言うけど、使わない予算が何十億円もある。おかしい話なんだけど。なぜ言うかということ、たまたま上勝のことが徳島新聞に載ったので、あんなのはすぐにできないのかというのがあってね。新聞に載ってなかったら、これは聞かないんですけど。一つの山が崩れたのをどれでやるかとかいうのは非常に難しく、聞いていたら、なかなか簡単にはできない。妙やなと思っただけ。

もうこれで止めておくけど、上勝の状況というのは、してもらわないと困るんだけど、簡単でいいので言ってください。

井関森林整備課長

岡本委員より、生実での山地災害についての御質問を頂戴いたしました。

これは5月9日に発災したものでございますが、まず、県といたしましては、先ほどから説明しております災害関連緊急治山事業が採択できるかどうか検討させていただきました。今回の災害、異常な豪雨等がなかったということ、それと、被災した法面なんですけど、町道の、う回路があるということから、残念なことに災害関連緊急治山事業の対象から漏れたということでございます。このまま放置しておくとも2次被害の恐れがあるということで、上勝町と連携いたしまして応急的な措置といたしまして、県単治山事業において不安定な土砂・転石・流木等の取り除きに着手し、先日ちょうど、ほぼ完了したところでございます。

今後ともこの国補の治山事業が採択できますように、現在、ドローンを活用した現地調査等の準備を進めているところでございますが、今後の国の予算の状況を注視しつつ、予算確保した上で、一日も早い復旧を目指してまいりたいと考えているところでございます。

岡本委員

これも不思議なんですけど、う回路は確かにあるけど、はるかかなたにある道をう回路っていうんですよ。何でそんなのをう回路っていうのか。そのう回路っていうのは、はるかかなたですよ。一旦違う道へ出て。あれは、う回路って言わないですよ。う回路っていうのはすぐ近くにあるのを言うんでしょ。そのう回路は、はるかかなたにあります。それはいいです。

もう一つ疑問だったのは、思いきり、ドサッと崩れたんですよ。雨が降らなかったからできませんというのは、妙な話よな。確かにそうなっているんだけど、面白いよな。

要するに、道路を塞いで家も壊れているんだけど、今の説明だったら、その現象よりも雨が降ったか降らなかったかというのが大事だと。そんなの世間の人には通らない。それを考えてみてください。

もう一回言うけど、災害関連緊急治山事業って、組んでるんだけどほとんど使えてないから、できるだけ使えるようなことにしていかなと困るのでね。3分の2やしね。もっと言うと、復旧治山でやるより、そっちでしたほうが県はいいのよ。いいの分かってるんだけどできてないですね。これ以上言いませんけど、そういう主旨でありますので、よろし

く。終わります。

井関森林整備課長

様々なメニューがございますが、必要に応じて採択できるように努力してまいりたいと思いますので、御支援のほど、どうぞよろしくお願いいたします。

来代委員長

ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と言う者あり）

それでは、これをもって質疑を終わります。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

ただいま審査いたしました農林水産部関係の付託議案は、原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

御異議なしと認めます。

よって農林水産部関係の付託議案は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

【議案の審査結果】

原案のとおり可決すべきもの（簡易採決）

議案第1号

次に、請願の審査を行います。

お手元に御配付の請願文書表を御覧ください。

それでは、請願第20号「主要農作物種子法の復活について」を審査いたします。

本件について、理事者の説明を求めます。

川合農林水産部長

請願第20号、主要農作物種子法の復活について御説明を申し上げます。

午前中でも委員各位から御質疑を賜りましたので、お答えと重なる部分はございますけれども、改めまして要点を申し上げます。

この度の請願は、国に対して、廃止された種子法の復活を求める意見書の提出を求めるというものであります。

主要農作物種子法は、昭和27年に戦後の食糧増産という国家的な要請を背景といたしまして、稲、麦、大豆の種子について、国と県が主導して生産・普及を進める必要があるとの観点から制定されたものでございます。主な内容でございますけれども、種子の元となる原種の生産を県自らが رفتたり、種子の生産ほ場の指定や、種子の審査等を県が行うことなどを内容とするものでありました。近年、種子生産者の技術が向上し、品質が安定してきていること、農産物の国際競争力向上のため、種子生産に民間活力を導入し、国を挙げ

ての開発・供給体制の構築が強く求められていることなどから、この法律は本年3月31日をもって廃止とされました。

なお、国においては、この種子法廃止後も優良な種子生産が確保されるよう、品質等に関する基準について種苗法に規定を設けるという点、県が行う種子生産・普及に対して、引き続き、交付税による財源措置を行うとしたほか、県に対しては、種子の生産や供給の状況を的確に把握し、県の実態を踏まえ必要な措置を講じていくことが必要であるという位置付けを行ったところでございます。こういう状況の中で、本県といたしましては、徳島県稲、麦類及び大豆種子生産実施要綱を改定し、法律の廃止後も、引き続き、原種の生産、種子の生産ほ場の指定や種子の審査等は、県がその役割を担うことにより、優良な種子の生産を確保するとともに、民間が種子の生産技術及び新品種の開発を行う場合には、県が有する種子の生産に関する知見の提供を行うこととしております。

説明は、以上でございます。

来代委員長

理事者の説明はただいまのとおりであります。

本件はいかがいたしましょうか。

（「採択」と言う者あり）

井川委員

本請願は、主要農作物種子法の復活を求める意見書の提出を求めています。

先ほど、農林水産部長の説明の中に、県が引き続き、品質が確保された優良な種子の生産に取り組むとの話がありました。米、麦、大豆の種子生産に係る品質基準については、国において新たに種苗法に規定されるとともに、県は、徳島県稲、麦類及び大豆種子生産実施要綱に基づき、引き続き、優良な種子の生産に取り組むことや、これまで主要農作物種子法に基づき、国から県に対して行われてきた交付税措置については、本年度からは、種苗法に基づき行われることにより、主要農作物種子法の復活を求める意見書の提出について、特段の緊急性は認められないものと判断します。よって不採択でいいと思っております。

来代委員長

それでは、意見が分かれたので、起立により採決いたします。

お諮りいたします。

本件は、不採択とすべきものと決定することに賛成の方は、御起立を願います。

（賛成者起立）

起立多数であります。

よって、本件は不採択とすべきものと決定いたしました。

以上で請願の審査を終わります。

【請願の審査結果】

不採択とすべきもの（起立採決）

請願第20号

これをもって、農林水産部関係の審査を終わります。

次にお諮りいたします。

委員長報告の文案はいかがいたしましょうか。

（「正副委員長一任」と言う者あり）

それでは、そのようにいたします。

次に、当委員会の閉会中継続調査事件についてお諮りいたします。

お手元に御配付しております議事次第に記載の事件については、閉会中に調査することとし、その旨、議長に申し出たいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

御異議なしと認めます。

よって、さよう決定をいたしました。

次に、当委員会の県外視察についてでございますが、ただいまの予定といたしましては8月6日から8月8日までの3日間の日程で観光振興や農林水産業振興に関する施設等を調査するため、福井県、石川県、東京都の関係施設を視察したいと考えておりますが、よろしゅうございますか。

（「異議なし」と言う者あり）

それでは、さよう決定いたします。

これをもって、経済委員会を閉会いたします。（13時53分）